

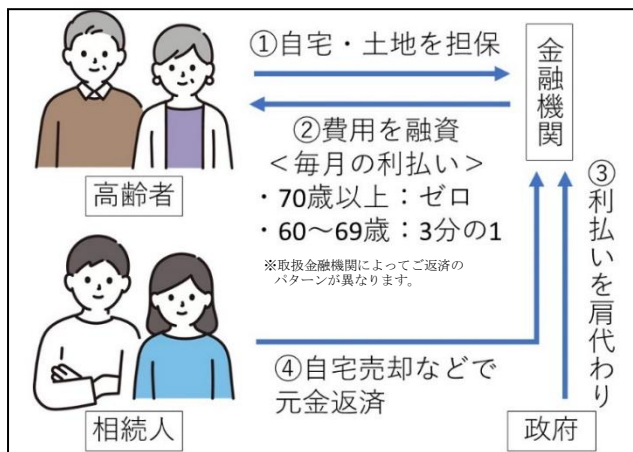


●耐震改修利子補給制度が利用可能です～高齢者の費用負担を軽減～

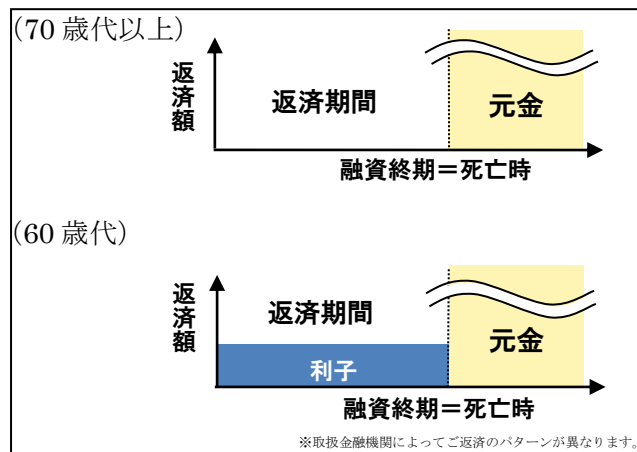
「耐震改修利子補給制度」とは、既存の融資制度「リ・バース60」を活用した制度です。

「リ・バース60」とは、自宅と土地を担保に金融機関から改修費を借入れ、月々の支払いは利子だけで済み、お申し込みされた方の死亡時に相続人が物件売却などで元金を返済する制度です。

「リ・バース60」同様、月々の支払いは利子のみですが、「耐震改修利子補給制度」では政府が利払いを肩代わりすることで、70歳以上は毎月の利払いゼロ、60～69歳は利払いの3分の1の支払い（取扱金融機関によってご返済のパターンが異なります）で済みます。



《利子補給制度イメージ》



《ご返済のイメージ》

※融資額には限度があります。（担保評価額の50%または60%）（金融機関によって割合は異なります） ※お申し込みには審査があります。

※市の耐震改修補助を受け、残りの費用に対して融資を受ける制度です。

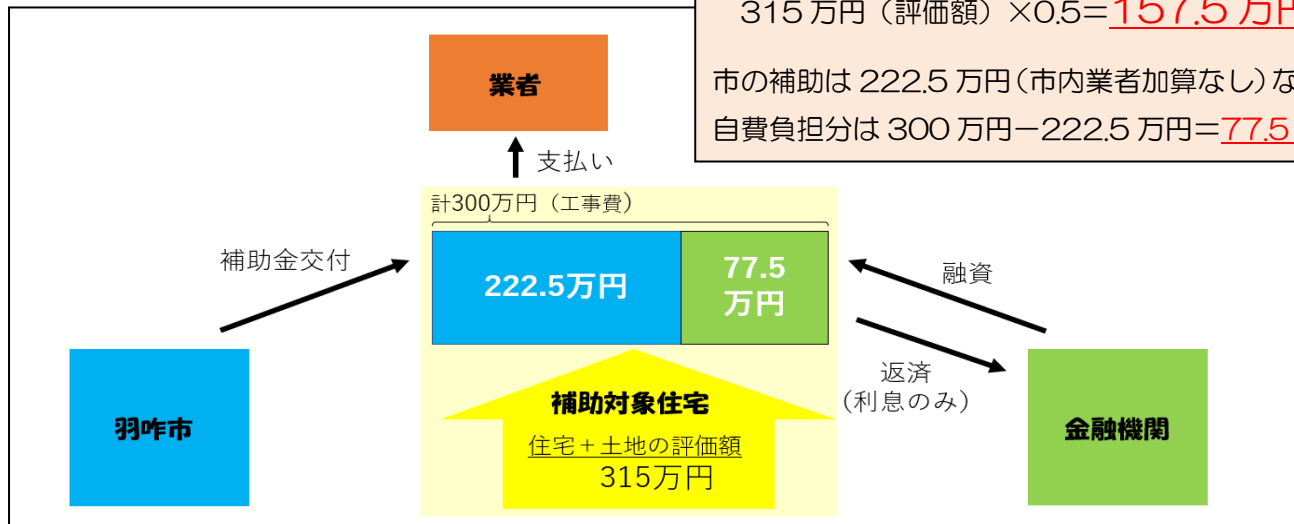
《例：300万円の耐震改修工事をした場合》

- ・市外業者施工
- ・融資限度額が担保評価額の50%

融資限度額は、

$$315 \text{ 万円 (評価額)} \times 0.5 = \underline{157.5 \text{ 万円}}$$

市の補助は222.5万円（市内業者加算なし）なので、
 自費負担分は $300 \text{ 万円} - 222.5 \text{ 万円} = \underline{77.5 \text{ 万円}}$



融資限度額に収まるので、**自費負担なし**で耐震改修工事をうけることができます！

《手続きの流れ》



《取扱金融機関》

融資に関する細かい条件は金融機関によって異なります。下記のサイトでご案内している取扱金融機関にお問い合わせください。

URL : https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/yushihoken_revmo/kinyukikan.html